# 大阪ガスSP タイプB ご利用規程

## 第1条 (目的)

このご利用規程は、大阪ガス株式会社(以下「大阪ガス」とします)が、ご契約いただくお客さま(以下「お客さま」とします)に対して、「大阪ガス SP タイプB」(以下「本サービス」とします)を提供する契約(以下「本契約」とします)の内容について定めるものです。

#### 第2条 (サービス内容)

大阪ガスは、本サービスの対象として監視を実施する物件(以下「対象物件」とします)に監視センサー、セキュリティ操作ユニット、通信装置等の機器(以下「タイプB関連機器」とします)を設置し、以下の本サービスを提供いたします。

- ①「基本サービス」・・・すべてのお客さまに対して提供するサービスです。
  - ・防犯センサー2箇所による侵入監視
  - ・セキュリティ操作ユニットの非常ボタンによる非常通報
  - ・ガスメーターの遠隔しゃ断
- ②「オプションサービス」・・・別途お申込みをいただいたお客さまに対して提供するサービスです。
  - ・追加の無線マグネットセンサーによる侵入監視
  - ・追加の無線パッシブセンサーによる侵入監視
  - ・在宅監視
  - ・ガス消し忘れ自動通報
  - ・住宅用ガス警報器による台所通報(火災・不完全燃焼・ガス)
  - ・住宅用火災警報器による火災通報
  - ・安心かけつけボタンによる非常通報
- 2. 本サービスは、対象物件に設置されたタイプB関連機器が異常を感知し、その信号(以下「異常信号」とします)をお客さまの通信回線を通じて監視センターが監視し、異常が発生した場合に警備員(以下「ビートエンジニア」とします)が対象物件へ出動します。
- 3. 本サービスの提供に必要なタイプB関連機器は、大阪ガスが設置し、お客さまへ貸与します。

## 第3条 (監視)

大阪ガスは、監視と出動を大阪ガスセキュリティサービス株式会社(以下「OSS」とします)等に委託します。OSS は、監視センターにて対象物件の異常信号を監視します。

2. 大阪ガスは、監視と出動業務を OSS 等に委託する場合に、大阪ガスから OSS 等に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供します。この場合、大阪ガスは、OSS 等との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

## 第4条 (監視時間)

本サービスにおける対象物件の監視時間は、タイプB関連機器が正常に警戒を開始した時点から警戒解除の時点までとします。但し、通信装置等の待機時間(異常を感知しても異常信号の送信を行わない待機時間)を除きます。

2. 前項の規定にかかわらず、基本サービスのうち、「セキュリティ操作ユニットの非常ボタンによる非常通報」およびオプションサービス のうち、「安心かけつけボタンによる非常通報」、「住宅用ガス警報器による台所通報」、「住宅用火災警報器による火災通報」、「ガス消し忘 れ自動通報」の監視時間は、毎日24時間とします。

# 第5条 (異常発生時の措置)

監視センターは、異常信号を受信した場合に、異常情報に基づき、監視センターからお客さまのご指定の連絡先電話番号に安全確認の連絡を行います。また、ビートエンジニアは速やかに対象物件に急行し、対象物件の建物外周より目視可能な範囲内で異常発生の有無を確認(以下「外周点検」とします)のうえ、異常発生が認められた場合には、警察、消防等へ通報するなどお客さまの被る損害の拡大防止のための必要な措置をとります。

- 2. 外周点検のため、ビートエンジニアは、お客さまの承諾なく、対象物件の敷地内に立ち入ることができるものとします。但し、門扉に鍵がかかっているなどの場合は敷地外からの点検といたします。
- 3. ビートエンジニアが外周点検の結果、異常発生を判断した場合には、前項にかかわらず、ビートエンジニアは、お客さまの承諾なく、対象物件の敷地内または建物内に進入するために必要な範囲内で、門扉、ドア、窓ガラス、その他設備の破壊を行うことができるものとします。この場合の原状回復に伴う費用その他の損害はお客さまのご負担とします。

# 第6条 (異常発生時の報告)

ビートエンジニアが対象物件へ出動した場合、ビートエンジニアは出動報告書をお客さま宅へ投函します。

# 第7条 (緊急連絡先電話番号)

監視センターは、ビートエンジニアが出動し、異常発生を確認したうえで、お客さまとの連絡がとれない場合に、必要に応じて、お客さまのご指定の緊急連絡先電話番号に通報を行います。

- 2. 大阪ガスまたは OSS は、タイプ B 関連機器のメンテナンス等のその他本サービスを正常に提供するために必要な場合に、お客さまとの連絡がとれない場合には、お客さまご指定の緊急連絡先電話番号に連絡を行うことがあります。
- **3.** 大阪ガスは、お客さまがサービス料金および初期費用等を支払期日を越えてもお支払いのない場合でお客さまとの連絡がとれない場合には、緊急連絡先電話番号に連絡を行うことがあります。

# 第8条 (定時通報)

タイプB関連機器と監視センターの通信が正常に行われているかを確認するため、タイプB関連機器は監視センターに対して定期的に信号を送信します(以下「定時通報」とします)。

# 第9条 (異常信号の優先)

本サービスに関する異常信号および定時通報について、電話回線を使用してこれらの信号を送信する場合、タイプB関連機器はこれらの送信をお客さまの通話(FAX送受信を含みます)より優先するよう設定されています。このため、お客さまが通話中に当該信号が感知された場合には、お客さまの通話中の電話を切り、当該信号の送信を行います。

# 第10条 (鍵の預託)

本サービスにおいては、対象物件の敷地内および建物内に進入する際に必要となる対象物件の門扉または玄関等の鍵をあらかじめ預かることはいたしません。

## 第11条 (ガスメーターの遠隔しゃ断)

「ガスメーターの遠隔しゃ断」は、対象物件にガスメーターと通信機器を設置し、これらの設備をお客さまの通信回線で監視センターと結ぶことにより、以下のサービスを行います。

お客さまが、外出先でガスの消し忘れが気になった場合などに、監視センターにお電話していただくと、監視センターからガスメーターを 遠隔操作し、ガスをしゃ断いたします。

- ①遠隔しゃ断はガスメーターを操作してガスを止めるものです。お客さまが指定される個別のガス器具へのガス供給を止めることはできません。
- ②何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出動し、可能であればガスメーターの元栓を閉止し、ガスを止める 処置をとらせていただきます。その場合に大阪ガスの係員が敷地内に入らせていただくことがあります。
- 2. 電話回線による遠隔しゃ断等の通信を実施した場合、対象物件の電話機の呼び出し音が鳴ります。

#### 第12条 (ガス自動検針)

ガス自動検針とは、通信回線を通じてガスメーターの計量値を自動的に読み取り、検針するものです。

- 2. 大阪ガスは、本サービスの対象物件においてお客さまが大阪ガスより都市ガスの供給を受け、かつそのガスメーターが16号以下の場合には、原則としてガス自動検針を適用させていただきます。ただし、通信回線の不具合等の事由によりガス自動検針ができない場合もしくは大阪ガスが必要と判断した場合は、検針員が目視による検針にお伺いします。
- 3. 大阪ガスはガス自動検針のため、お客さまの通信回線を月1回程度使用させていただきます。

#### 第13条 (契約期間)

本契約は、お客さまに必要事項をご記入いただいた「大阪ガス SP タイプ B ご利用申込書」(以下「ご利用申込書」とします)を大阪ガスが受領し、大阪ガスがお客さまのお申し込みを承諾した日(以下「契約日」とします)から、効力を生じます。

- 2. 本契約の期間は、契約日から開始し、第14条に規定する本サービスのご利用開始日(以下「サービス開始日」とします)の属する月から 起算して、ご利用申込書に従い、60ヶ月後の末日までとします。
- 3. 契約期間満了日の1ヶ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は、同一条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

#### 第14条 (本サービスの開始)

サービス開始日は、前条に規定する大阪ガスの承諾後、対象物件におけるタイプB関連機器の取り付け、通信テスト、および警備開始手続き等のすべてが完了した日とします。

2. 大阪ガスはお客さまに対し、サービス開始日を、サービス開始日以後速やかに郵便物等でお知らせします。

## 第15条 (サービス料等)

お客さまは、大阪ガスに対して、ご利用申込書に記載のサービス料金(消費税等相当額含む)、初期費用(消費税等相当額含む)をお支払いただきます。

- 2. 料金の算定は暦月を単位とします。お客さまには、サービス開始日の属する月の翌月からサービス料金をお支払いいただきます。
- 3. 初期費用は、サービス開始日の属する月の翌月に、サービス料金と合算してお支払いいただきます。
- 4. サービス料金は、基本サービスのご利用料金(以下「基本サービス料金」とします)とオプションサービスのご利用料金(以下「オプションサービス料金」とします)で構成されます。なお、サービス料金には次の費用は含まれず、これらの費用はお客さまの別途ご負担とします。
  - ①タイプB関連機器に供給される電力料金
  - ②通信設備の購入費用もしくはその電力料金
  - ③通信回線の通信費用
  - ④ (オプションサービス「住宅用ガス警報器による台所通報」をご利用になる場合) 住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」の購入費用もしくはリース料金
  - (5) (オプションサービス「住宅用火災警報器による火災通報」をご利用になる場合) 住宅用火災警報器「けむぴこ」の購入費用もしくはリース料金
  - ⑥ (オプションサービス「安心かけつけボタンによる非常通報」をご利用になる場合) 安心かけつけボタンの電池交換に関する費用

# 第16条 (通信費用)

お客さまは、本サービスにおける異常信号等(警備の開始と解除、定時通報、機器の故障等を含む)の信号の送信に要する一切の通信費用をご負担いただきます。またタイプB関連機器の取り付けに際して、異常信号等の信号のテスト送信に要する一切の通信費用についても、お客さまのご負担とします。

2. 前項の規定にかかわらず、電話回線を利用して本サービスをご利用になる場合、ガスメーターが発する異常信号等の送信に要する電話料金ならびにガス自動検針にかかる電話料金については、大阪ガスが負担します。

## 第17条 (通信回線の変更費用)

お客さま利用通信回線、通信回線機器に関する契約または設備の変更(以下「利用通信回線等の変更」とします)が生じ、大阪ガスが設置したタイプB関連機器の設定調整、部品交換または機器交換を要する場合、その費用はお客さまのご負担とします。なお、この場合、タイプB関連機器以外において設定調整等が必要となった場合には、お客さまにてご対応いただき、大阪ガスは関与いたしません。

2. 本条に規定する、利用通信回線等の変更に伴うタイプB関連機器の設定調整、部品交換または機器交換の費用は、1回当たり5,500円(消費税等相当額を含む)とし、お客さまは、大阪ガスが指定する方法にてお支払いいただきます。

## 第18条 (出動料金)

お客さまの責めに帰すべき事由により、ビートエンジニアを出動させた場合には、大阪ガスは出動に要する費用 (1回の出動当たり3,300円 (消費税等相当額含む)) をお客さまに請求させていただきます。お客さまは大阪ガスが指定する方法によりお支払いいただきます。

# 第19条 (料金等の支払方法)

大阪ガスは、お客さまに対して、本サービスのサービス料金および初期費用等を、その当該月に大阪ガスに対して支払われるべきガス料金と合算して請求させていただきます。

- 2. 本サービスのサービス料金および初期費用等のご請求額は、ガスの検針の際にお客さまにお渡しする検針票に記載し、別途領収書等の発行はいたしません。
- 3. 本サービスのサービス料金および初期費用等の支払期日はガス料金の支払期日と同日とします。
- 4. サービス開始の時点で大阪ガスとガスの使用契約がない場合は、ご要望をいただくまでは払込票にてお支払いただきます。口座振替及び、 クレジットカード払いをご希望の場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご要望いただいた場合でも、手続き完了までは、払 込票にてお支払いただくこととなります。
- 5. 大阪ガスのサービスを複数ご契約いただいている場合、サービスのご請求をまとめさせていただくことがあります。

## 第20条 (集金業務の委託)

大阪ガスは、大阪ガスファイナンス株式会社(以下「OGF」とします)等に集金業務を委託することがあります。

2. 大阪ガスは、集金業務を OGF 等に委託する場合に、大阪ガスから OGF 等に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供します。この場合、大阪ガスは、OGF 等との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

#### 第21条 (料金等の改定)

大阪ガスは、経済情勢の変動またはその他の事由によりサービス料金および初期費用等を維持しがたい場合には、改定日の1ヶ月前までにお客さまに通知したうえで、サービス料金および初期費用等を改定いたします。

2. 前項の規定にかかわらず、法令の改正による消費税率等の変更によるサービス料金および初期費用等の改定の場合またはサービス料金および初期費用等の値下げ改定の場合は、大阪ガスのホームページ(http://www.osakagas.co.jp)等にてお知らせします。

## 第22条 (消費税等の税率変更)

法令の改正により消費税率等が変更された場合は、大阪ガスはお客さまに対して、税率変更が実施される日の属する月から、サービス料金および初期費用等を、新税率により算定し請求させていただきます。

## 第23条 (サービス提供の一時停止)

大阪ガスは、以下の各号に定める場合で本サービスの提供を継続できないと判断した場合には、本サービスの提供を停止(以下「一時停止」とします)します。一時停止期間中、大阪ガスは本サービスの提供についての義務を一切まぬがれるものとします。

- ①サービス料金等のお支払いがない場合その他お客さまの責めに帰すべき事由による場合
- ②お客さまおよび大阪ガスのいずれの責めにも帰すことのできない事由による場合
- ③タイプ B 関連機器に異常が発生し、本サービスの提供が不可能または困難になった場合
- ④本サービスの提供期間中にサービスの追加または変更を行う場合
- ⑤本サービスの継続に通常必要となる作業を行う場合
- ⑥その他前各号に準ずる場合
- 2. お客さまは、停止日の14日前までに大阪ガスに連絡することにより、本サービスを一時停止することができます。

## 第24条 (一時停止期間の料金等支払)

前条に基づき一時停止をする場合、お客さまには、停止日の属する月のサービス料金の全額をお支払いいただきます。但し、前条第1項第1号および前条第2項に基づく一時停止の場合を除き、一時停止期間が同月内に5日以上となる場合(お客さまの都合による延長日数を除く)には、サービス料金の一部を免除されます。この場合の免除金額は、1ヶ月を30日として同月内の停止日の日数を日割計算して算定し、原則として翌月以降にサービス料金を減額することで精算いたします。精算によることができない場合は、免除金額をお客さまに返金させていただきます。

2. 一時停止後に本サービスの提供を再開する場合、お客さまには、再開日の属する月の翌月よりサービス料金をお支払いいただきます。

## 第25条 (お客さまによるガスの閉栓・一時閉栓)

本サービスの提供期間内において、お客さまが大阪ガスの都市ガスの使用を中止しガスを閉栓する場合(一時的にガスを閉栓する場合を含む)には、大阪ガスは、お客さまに告知することなく、当該ガスを閉栓する日(以下「ガス閉栓日」とします)をもって本サービスの提供を終了いたします。

- 2. お客さまがガス閉栓時またはガス閉栓後も、本サービスのご利用継続を希望される場合、お客さまは、ガス閉栓日の14日前までに本サービスのご利用継続を大阪ガスにお申込みいただき、ガス閉栓日までに本契約の解約、新たな契約の締結などのご利用継続の手続き(以下「継続手続き」とします)を完了していただく必要があります。
- 3. ガス閉栓日の属する月の翌月から3カ月経過した月末までに、本契約と同一のお客さまが、本契約と同一の対象物件に対して本契約と同一の契約期間にて、本サービスの継続手続きを完了した場合には、本契約のサービス開始日を継承し、大阪ガスは第27条の中途解約といたしません。
- 4. お客さまが前3項の本サービスの継続手続きを完了しない場合には、本契約は第27条に基づき中途解約されたものとして取り扱いいたします。この場合の解約日はガス閉栓日といたします。
- **5.** 第2項および第3項の規程に基づく本サービスご利用継続の場合、サービス料金の金額またはそのお支払い方法、サービス内容等が変更となる場合があります。

# 第26条 (ガス料金お支払い遅延による閉栓)

ガス料金のお支払い遅延等により大阪ガスが一般ガス供給約款または選択約款の規程によりガスの供給を停止した場合には、大阪ガスは、 ガスの供給停止日(以下「供給停止日」とします)をもって、本サービスの提供を終了いたします。

- 2. お客さまが、供給停止日の属する月の翌月から3ヶ月経過した月末までに、ガス料金ならびに本サービスのサービス料金のお支払いいただき、ガスの供給停止が解除された場合に、大阪ガスが本サービスの提供の再開に支障が無いことを確認できた時点で、大阪ガスは、本サービス提供を再開いたします。
- 3. お客さまが、供給停止日の属する月の翌月から3ヶ月経過した月末までに、ガス料金ならびに本サービスのサービスの料金のお支払いを完了いただけない場合には、本契約は第27条に基づき中途解約されたものとして取り扱いいたします。その場合の解約日は供給停止日といたします。

## 第27条 (中途解約)

本契約の契約期間内の中途解約については、第2項から第3項によるもとのとします。お客さままたは大阪ガスから相手方に対して本契約の解約の意思表示が到達した日を「解約通知日」といい、本契約が解約となる日を「解約日」といいます。

- 2. お客さまは、理由のいかんにかかわらず、解約日の14日前までに大阪ガスに本契約の解約を連絡することにより、本契約を解約することができます。この場合、原則として解約通知日の属する月の末日までの任意の日を、解約日とすることができます。なお、日割計算によるサービス料金の精算はいたしません。
- **3.** 大阪ガスは、理由のいかんにかかわらず、解約日の1カ月前までにお客さまに本契約の解約を通知することにより、本契約を解約することができます。この場合、大阪ガスは解約日の属する月のサービス料金は請求いたしません。

#### 第28条 (契約解除)

お客さまにおいて以下の事由が生じた場合、大阪ガスはお客さまに催告することなく本契約を解除し、本サービスの提供を終了することができます。この場合、お客さまは、大阪ガスに対する債務の全てを直ちに弁済しなくてはならないものとします。この場合は、解約通知日をもって解約日とします。なお、お客さまには解約日の属する月のサービス料金をお支払いいただきます。日割計算によるサービス料金の精算はいたしません。

- ①お客さまが、サービス料金等のお支払期日後20日以内にお支払がないとき
- ②お客さまの責めに帰すべき事由により、タイプB関連機器を滅失、毀損もしくは紛失したとき
- ③お客さまが、大阪ガスに事前の承諾を得ることなく、タイプB関連機器を取り外し、位置替えを行い、第三者への譲渡または転貸を行ったとき。但し、安心かけつけボタンの位置替えについてはこの限りではありません。
- ④大阪ガスが、本サービスの提供上支障があると判断し、タイプB関連機器の修理、設備更新または原状復旧が必要な場合に、大阪ガスからお客さまに対し、修理等の連絡を電話・訪問等の手段にて行ったにもかかわらず、1ヶ月以内に連絡がつかず、サービスの提供が一時停止されたままの状態にあるとき
- ⑤お客さまがオプションサービスのためにタイプB関連機器に接続されている住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」本体または住宅火災警報器「けむぴこ」本体の有効期限が満了し、2カ月を経過してもなお更新されないとき
- ⑥タイプB関連機器を接続した通信回線にお客さまが何らかの変更を加えることにより、本サービスの提供が困難となるときまたは何らか の支障となる可能性があるとき
- ⑦本サービスの目的に反したタイプB関連機器の使用が繰り返される等、お客さまがタイプB関連機器を正常な方法でご使用いただけない 場合で、大阪ガスからお客さまに改善を申し入れたにもかかわらず、状況が改善されないとき
- ⑧お客さまが、暴力団その他の反社会勢力であると判明したとき
- ⑨お客さまが、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求又は法的な責任を超えた不当な要求を行ったとき
- ⑩お客さまが、偽計または威力を用いて本サービスを妨害したとき
- (1)本ご利用規程の各条項に違反したとき
- ②前各号に掲げる事由の他、大阪ガスが本サービスの提供上支障があると判断したとき
- 2. 前項の規程により本契約を解除したことにより大阪ガスに生じた損害については、大阪ガスはその賠償をお客さまに求めることができます。
- 3. ご加入時に大阪ガスとガスの使用契約を締結されていたお客さまが、本サービス加入後に大阪ガスとのガスの使用契約を解約し、大阪ガス以外のガス会社との間でガスの使用契約を締結された場合でも、本サービスは継続いただけます。解約をご希望される場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご連絡がないことによるお客さまの不利益に関し、大阪ガスは一切責任を負いかねます。
- 4. 大阪ガスとガスの使用契約を締結されていない場合、ガス料金と同時収納ができないため、必要となる費用として、サービス利用料に加えて77円(税込)/月・支払方法(※)をお支払いただきます。ただし、大阪ガスの指定する取次事業者とガスの使用契約を締結している場合は対象外とします。
  - ※支払方法は、払込み、口座振替及びクレジットカード払いのいずれかとなります。
  - ※複数サービスをご利用いただいている場合に、各サービスの振替口座が異なる場合は、1口座当たり77円(税込)/月お支払いただきます。
    - (例)以下の場合、料金収納費用は308円(税込)/月となります。
    - Aサービス: X銀行の口座振替(口座①)
    - Bサービス:X銀行の口座振替(口座②)
    - Bサービス:Y銀行の口座振替
    - Cサービス: Z会社のクレジットカード払い
- ※同一の口座や同一のクレジットカードからの支払いの場合でも、お客さまのご要望により、複数サービスについて個別の金額を明示して 請求させていただいている場合は1サービス当たり77円(税込)/月お支払いただきます。
- 5. 大阪ガス以外とガスの使用契約を締結されているお客さまが、転宅等によりガス会社とのガスの使用契約が解約された場合であっても、本サービスは継続となります。解約をご希望される場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご連絡がないことによるお客さまの不利益に関し、大阪ガスは一切責任を負いかねます。
- 6. 本条第4項の場合は、本規程の内、大阪ガスとガスの使用契約を締結している事を前提とする規定は適用されません。

## 第29条 (契約終了後の措置)

大阪ガスは、本サービスの提供終了の際に、大阪ガス所有のタイプB関連機器および第32条に規定する警備ステッカーを取り外すことができ、お客さまは大阪ガスが行う取り外し作業に協力するものとします。

- 2. 大阪ガスは、タイプB関連機器の取り外しにより生じるねじ穴やステッカーの取り外しにより生じる塗装剥がれ等の、対象物件に生じた 損傷について、原状に回復する義務を負わないものとします。ただし、大阪ガスの責めに帰すべき事由により、取り外しにより通常発生す る損傷の程度を超える損傷が生じた場合は、この限りではありません。
- 3. 大阪ガスは、タイプB関連機器および警備ステッカーの取り外し(撤去)を第三者に委託することができます。
- 4. 大阪ガスは取り外し(撤去)業務を業務委託する場合には、大阪ガスから業務委託先に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供します。 この場合、大阪ガスは、業務委託先との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

# 第30条 (クーリングオフ)

本サービスのクーリングオフに関しては、別添「クーリング・オフのお知らせ」の記載内容をご覧ください。

# 第31条 (設備の設置および所有区分)

タイプB関連機器および警備ステッカーの所有者は大阪ガスまたはOGFとし、本サービスの提供期間中、お客さまに貸与するものとしま

す。なお、本サービス提供期間中、お客さまは大阪ガスに無断でタイプB関連機器および警備ステッカーの取り外しや位置替えまたは第三者への譲渡もしくは転貸等をすることができません。

#### 第32条 (ステッカーの貸与)

大阪ガスは、本サービス提供期間中、お客さまに対して、大阪ガスが対象物件の警備を実施していることを示すステッカー(以下「警備ステッカー」とします)を大阪ガスの規定する枚数まで貸与します。

## 第33条 (設備の維持管理等)

お客さまは、タイプB関連機器の取り扱いについて過誤のないように十分注意しなければなりません。

- 2. お客さまは、1ヶ月に1回の頻度で定期的に、お客さまの責任で、別途定める要領に従い、タイプB関連機器の点検を行うものとします。 なお、当該点検に要する通信費用は、お客さまのご負担とします。
- 3. お客さまが点検またはその他の機会に、タイプB関連機器の故障、毀損、紛失その他の異常(以下「異常等」とします)を発見した場合には、直ちに大阪ガスに連絡していただきます。
- 4. 大阪ガスは、前項の連絡を受けた場合または大阪ガスがタイプB関連機器の異常等を発見した場合は、異常等の発生しているタイプB関連機器の点検を行い、正常に作動するように修理または原状復旧を行います。タイプB関連機器が大阪ガスにより修理または原状復旧されるまでの間、タイプB関連機器を用いて行う本サービスの提供を一時停止する場合があります。
- 5. 大阪ガスは、本サービスの提供期間中に限り、前項による点検、修理または原状復旧を無償で行います。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由によるタイプB関連機器の異常等の発生の場合には、点検、修理または原状復旧に要する費用は、お客さまのご負担とします。
- 6. お客さまが、本サービスをご利用される場合にタイプB関連機器の作動確認を行わない場合、またはタイプB関連機器の異常等を発見したにもかかわらず大阪ガスへの連絡を行わない場合には、大阪ガスはタイプB関連機器の異常等に起因する損害の賠償の責めを負いません。

## 第34条 (設備の位置替え等)

お客さまには、お客さまの都合により、タイプB関連機器の位置替えその他変更を行う場合は、その14日前までに大阪ガスに連絡していただきます。

- 2. 前項によるタイプB関連機器の位置替えその他の変更に要する費用は、お客さまのご負担とします。
- 3. 第1項の場合に、お客さまが遅滞なく大阪ガスに連絡を行わないことにより、本サービスの提供に支障が生じ、お客さまが損害を被ったとしても、大阪ガスはその賠償の責めを負いません。

## 第35条 (対象物件の改造等)

お客さまには、対象物件の増築もしくは改築等を行う場合には、その14日前までに大阪ガスに連絡していただきます。

- 2. 対象物件の増築もしくは改築等に伴い、タイプB関連機器の追加または変更が必要とされる場合、大阪ガスはサービス料金等を変更できるものとし、その追加または変更に要する費用はお客さまのご負担とします。また、増築もしくは改造等に伴い、サービスを正常に提供できないと判断した場合、一時的にサービスを停止することがあります。
- 3. お客さまが、大阪ガスに連絡なく対象物件の増築もしくは改築等を行ったことにより、本サービスの提供に支障が生じ、これによって利用者が損害を被ったとしても、大阪ガスはその賠償の責めを負いません。

## 第36条(販売、工事、メンテナンス等の委託)

本サービスの販売、工事、メンテナンス等の業務等について、大阪ガス住設機器特約店、大阪ガスサービスショップ、大阪ガスメンテサービス会社または大阪ガスるるるコール特約店等に委託します。

2. 大阪ガスは、販売、工事、メンテナンス等の業務を委託する場合に、大阪ガスから業務委託先に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。この場合、大阪ガスは、業務委託先との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

# 第37条 (対象物件への立ち入り等)

大阪ガスまたは大阪ガスの指定する第三者は、本サービスの遂行、タイプB関連機器に関する工事、保守点検、または撤去工事のために必要がある場合には、対象物件に立ち入ることができるものとし、お客さまは、当該立入り、工事、保守点検または撤去工事に正当な事由がない限り、立ち入りを承諾するものとする。

- 2. 対象物件を第三者へ貸借している場合で、お客さまが貸主の場合、お客さまは、対象物件の借主に対して、お客さまの責任にて、大阪ガスが本サービスの遂行、タイプB関連機器に関する工事、保守点検および撤去工事を行うため対象物件に立ち入ること、当該工事による対象物件のねじ穴等の変更に関して承諾を得るものとします。
- 3. 前項でお客さまが借主の場合、お客さまは、対象物件の貸主に対して、お客さまの責任にて、大阪ガスが本サービスの遂行、タイプB関連機器に関する工事、保守点検および撤去工事を行うため対象物件に立ち入ること、当該工事による対象物件のねじ穴等の変更に関して承諾を得るものとします。
- 4. 大阪ガスは、お客さまが第2項および第3項に定める承諾を得なかったことにより生じた損害については一切責任を負いません。

# 第38条 (対象物件の住所等変更)

お客さまは、大阪ガスに通知したお客さまの氏名、住所、電話番号に変更が生じた場合は、大阪ガスに対し、通知しなければならない。お客さまご指定の緊急連絡先電話番号を変更しようとする場合も同様とする。大阪ガスに事前の通知が無い場合に、本サービスの提供に支障が生じ、これによって利用者が損害を被ったとしても、大阪ガスはその賠償の責めを負いません。

## 第39条 (通信回線)

本サービスには、常時接続のインターネット回線または固定電話回線(以下「利用通信回線」とします)が必要です。

- 2. インターネット回線には、DHCP機能とLANケーブルの接続口が1つ以上必要です。
- 3. 固定電話回線は、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」とします)が提供する加入電話(NTT西日本が、交換設備と電話サービス申込者の指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する電話サービスで、着信用電話等を除くものです。また電話番号が050で始まるIP電話は含みません。)、もしくはOABJ方式のIP電話等大阪ガスが指定する電話サービスであることが必要です。
- 4. 利用通信回線に関する契約については、通信回線会社とお客さま等が締結いただき、大阪ガスは関与いたしません。また、通信に必要な 通信機器についても、お客さまがご準備いただき、大阪ガスは関与いたしません。

# 第40条 (通信回線異常時の免責)

大阪ガスの責任によらない利用通信回線・通信設備の不具合もしくは不通により、異常信号等が送信されない場合は、そのために発生した

事態・損害について、大阪ガスはその責めを負いません。

# 第41条 (通信回線の変更)

お客さまが利用通信回線を変更される場合は、変更後の利用通信回線でも本サービスの提供を受けることができるか否かを確認するため、利用通信回線変更の14日前までに大阪ガスへ確認していただきます。利用通信回線の変更に関する事前確認をされないことによりお客さまに生じた損害について、大阪ガスはその責めを負いません。

2. 大阪ガスは、変更後の利用通信回線によっては本サービスの提供を正常に継続できないと判断した場合は、大阪ガスが判断した日をもって本サービスの提供を終了することができ、本契約は第27条に基づき中途解約されたものとして取り扱いいたします。

## 第42条 (監視センター及び待機所の変更)

大阪ガスは、本サービスの提供に当たって監視センター及び警備員が待機する施設(以下「待機所」とします)の所在地を法令に定める基準の範囲内で変更できるものとします。

#### 第43条 (業務委託)

大阪ガスは、本サービスの業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託することがあります。

2. 大阪ガスは、業務の一部を委託する場合に、大阪ガスから業務委託先に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。この場合、大阪ガスは、業務委託先との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

## 第44条 (損害賠償)

大阪ガスは、本サービスの提供にあたって、大阪ガスの責めに帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、お客さまに対して以下のとおり、当該損害の賠償をいたします。

- 2. 大阪ガスに対して損害の賠償を請求する場合、お客さまは損害の発生の事実を知った後、遅滞なく大阪ガスに対して通知し、大阪ガスは 現場確認や公的機関等から発行された証明書等により損害を確認したうえで、損害賠償を行います。ただし、その限度額は、1事故1億円 までとします。
- 3. 本条の規定にかかわらず、お客さまが前二項の通知を怠った場合は、大阪ガスはお客さまに対する賠償の責めを負いません。

#### 第45条 (免責)

本サービスは、犯罪・災害の早期発見および早期対応による拡大防止を目的とするサービスであり、犯罪・災害等発生の防止を保証するサービスではありません。したがって、大阪ガスはお客さまが被られた損害について、前条に規定する場合を除き、本契約に基づいて賠償する責めを負いません。これらの損害に対する備えとして、お客さまご自身で盗難・火災保険等に加入していただきます。

【大阪ガスが賠償する責めを負わない損害の例】

- ①天災地変、暴動、利用通信回線の障害や停電等、不可抗力による損害。
- ②大阪ガスの所有するタイプB関連機器その他の瑕疵と因果関係が認められない損害。また、本サービスの運用における瑕疵と因果関係が 認められない損害。
- ③対象物件自体の瑕疵もしくはお客さまの管理上の瑕疵またはお客さまの故意や過失により生じた損害。
- ④対象物件内の一部の区域のみを監視した場合に、監視を行っていない対象物件内の区域から発生した損害。
- ⑤お客さまの申し出等により一時的にサービスが停止されている間に生じた損害。
- ⑥窃盗・強盗・火災発生等にともなう、OSS、消防隊、警察隊等による入口扉・窓等破壊等の損害。
- ⑦地震・火災などの災害により、またはこれらの災害に起因する損害。
- ⑧窃盗または強盗のために生じた火災または爆発等による損害。
- ⑨タイプB関連機器の目的外利用から生じた損害。
- ①タイプB関連機器等をお客さま等が大阪ガスの承認を得ずに移設、変更、撤去、再設置、分解および加工等を行ったことに起因する損害。 ②申込内容に変更が生じたにもかかわらず、お客さまが大阪ガスへの連絡を行わなかったことに起因する損害。

# 第46条 (守秘義務)

お客さまおよび大阪ガスは、本サービスを通じて知り得た秘密情報(技術情報や待機所の位置情報、お客さま情報等)を善良なる管理者の 注意をもって管理し、第三者へ漏らしてはなりません。このことは本サービス終了後も同様とします。

## 第47条 (お客さま情報の取り扱い)

大阪ガスはお客さまの個人情報を大阪ガスホームページに記載の「プライバシーポリシー」および別添「お客さま情報の利用目的について」に基づき取り扱います。お客さまの個人情報の利用目的については、「プライバシーポリシー」および「お客さま情報の利用目的について」をご参照ください。

# 第48条 (オプションサービス)

お客さまは、「基本サービス」に加えて「オプションサービス」を利用することができます。なお、お客さまはオプションサービスのみを ご契約いただくことはできません。

# 第49条 (在宅監視)

お客さまが在宅時に、防犯センサーによる侵入監視をご希望される場合には、「在宅監視」へのご契約が必要となります。

## 第50条 (ガス消し忘れ自動通報)

「ガス消し忘れ自動通報」は、お客さま宅にガスメーターと通信機器を設置し、これらの設備をお客さま加入の固定電話回線または常時接 続のインターネット回線で監視センターと結ぶことにより、以下のサービスを行います。

<一定時間ガス連続使用時におけるガスメーターの連続使用確認信号の自動通報>

- (1) ガスの消費量区分毎にあらかじめ設定された時間以上、お客さまが連続してガスをご使用の場合に、ガスメーターは、連続使用確認信号を監視センターに自動通報します。通常、①調理器具の場合、夏期で150分、冬期で360分、②一般的な風呂釜の場合、夏期で60分、冬期で80分に設定されています。
  - ※冬期から夏期への変更は $4\sim5$ 月、夏期から冬期への変更は $10\sim11$ 月に順次行います。
- (2) 通報を受けた場合、監視センターは直ちにお客さまに電話で連絡をとり、ガスの使用状況の確認を行います。ガス連続使用確認信号の自動通報理由が不明なとき、及びお客さまがご不在のときは、監視センターからガスメーターを遠隔操作しガスをしゃ断します。

- (3) ガス消し忘れ自動通報には、調理器具のこげつきや立ち消えを防止する機能はありません。また、お風呂の沸かしすぎを防止する機能はありません。
- (4) お客さまのガス機器の所有状況及び使用状況等により、設定時間を変更する場合があります。
- (5) 対象物件にて家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)を使用されますと、当該「ガス消し忘れ自動通報」はご利用できません。
- (6) テーブルコンロのとろ火など、ガス使用量が非常に小さい(0.62kW以下)場合、自動通報は行いません。

<ガスメーターの安全機能作動時のしゃ断信号の自動通報>

- (1) ガスメーターは安全機能が作動した場合ガスをしゃ断し、警報ランプを点滅させます。この場合、ガスメーターは、しゃ断信号を監視センターに自動通報します。
- (2) 監視センターはお客さまに電話で連絡をとり、しゃ断の理由(原因)、ガスの使用状況に応じた対応方法、復帰の方法等を説明します。 お客さまがご不在の場合は、お客さまのご指定の緊急連絡先電話番号へ連絡いたします。
- (3) ガスメーターの安全機能の作動によりガスのしゃ断が行われる条件は次の通りです。
  - ①メーターの大きさ(能力数)で決められた以上の大量のガスが流れた場合(ガス機器を一度にたくさん使用した場合、ガス機器を大型のものに取り替えた場合、工事などでガス管を破損した場合等)
  - ②流量に変化が無い状態でガスを長時間連続して使用している場合
  - ③ガスメーターに上流側でガスの供給圧力が0.3kPa以下に低下した場合
  - ④大きな地震 < 震度 5 相当 > 約 200gal 以上の揺れを感知した場合

<ガスメーターの微量ガスもれ警報信号の自動通報>

- (1) 微量のガスが30日間連続して流れている場合、ガスメーターの安全機能が作動し、警報ランプを点滅させます。この場合、ガスメーターは、警報信号を監視センターに自動通報します。
- (2) 監視センターはお客さまに連絡をとり、ガスの使用状況を確認し、状況に応じた対応方法を説明します。ガスの微量もれが疑われる場合には、大阪ガスの係員が出動いたします。
- (3) 湯沸器などの種火やガスヒーポン (GHP) 等を30日以上続けてお使いになっていると、ガスの微量もれと同じ判定がなされ、警報信号が自動通報されます。この場合は、お客さまにご都合のよいときにガスのご使用を1時間以上止めていただきます。

#### 第51条 (住宅用ガス警報器による台所通報 (ガス))

住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」が、ガスもれの発生を検知した場合、警報ランプおよび音声でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を自動通報します。監視センターは、直ちにお客さまに電話で連絡をとり、住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」の吹鳴状況を確認すると共に、ガス臭気の有無とガス機器の使用状況をお客さまに確認します。

- (1) 大阪ガスは、お客さまへの確認状況に応じて、以下の対応をとります。
  - 1) ガスもれ警報時、ガス臭気があるとき、住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」が継続して吹鳴しているとき 監視センターからお客さまに緊急処置を依頼します。また、監視センターからガスメーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出動し、ガス設備点検を行ないます。
  - 2) お客さまがご不在のとき

監視センターからガスメーターを遠隔操作しガスをしゃ断の後、大阪ガスの係員が出動し、可能な範囲でガス設備を点検いたします。 また、お客さまのご指定の緊急連絡先電話番号へ連絡します。

- (2)「住宅用ガス警報器による台所通報 (ガス)」は、台所におけるガスもれの早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。ガスもれの発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出したりするサービスではありません。
- (3) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出動し、可能であればガスメーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。

## 第52条 (住宅用ガス警報器による台所通報 (不完全燃焼通報))

住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」が、不完全燃焼排気ガスの発生を検知した場合、警報ランプおよび音声でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を自動通報します。監視センターは、直ちにお客さまに電話で連絡をとり、住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」の吹鳴状況を確認すると共に、ガス機器の使用状況をお客さまに確認いたします。

- (1) 大阪ガスは、お客さまへの確認状況に応じて、以下の対応をとります。
  - 1) 不完全燃焼排気ガス警報の時

監視センターからお客さまに緊急処置を依頼します。

- ①使用中のガス機器がない場合、あるいは使用中のガス機器を使用中止し緊急処置(窓の開放)をとっていただいた後も、なお住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」の吹鳴が継続している場合は、監視センターからガスメーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出動し、ガス設備等を点検いたします。
- ②使用中のガス機器を使用中止し、窓を開放していただくことにより、住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」の吹鳴が停止した場合は、当該ガス機器の使用を禁止させていただきます。また、大阪ガスの係員が出動し、ガス設備等を点検いたします。
- 2) お客さまがご不在のとき

監視センターからガスメーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出動し可能な範囲でガス設備を点検いたします。 また、お客さまのご指定の緊急連絡先電話番号へ連絡します。

- (2)「住宅用ガス警報器による台所通報(不完全燃焼通報)」は、台所における不完全燃焼の発生(一酸化炭素の発生)の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。不完全燃焼の発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出するサービスではありません。
- (3) 何らかの理由で遠隔しゃ断できなかった場合は、大阪ガスの係員が出動し、可能であればガスメーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。

# 第53条 (住宅用ガス警報器および住宅用火災警報器による火災通報)

住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」および住宅用火災警報器「けむぴこ」の火災センサーが、火災を検知した場合、警報ランプ、警報音でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を自動通報します。監視センターは直ちにお客さまに電話で連絡をとり、住宅用ガス警報器「ぴこぴこ」および住宅用火災警報器「けむぴこ」の吹鳴状況、火災の状況を確認いたします。

- (1) 大阪ガスは、お客さまへの確認状況に応じて、以下の対応をとります。
  - 1) 火災が発生していることが確認された場合

監視センターからガスメーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断します。お客さまより消防機関へ通報いただくとともに、OSS等のビートエンジニアが出動し、点検を行ないます。

2) お客さまがご不在の場合

監視センターからガスメーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断します。その後、OSS等のビートエンジニアが出動し、外周点検を行います。 点検の結果、異常を確認した場合は消防機関等へ連絡します。また、お客さまのご指定の緊急連絡先電話番号へ連絡いたします。

- (2)「住宅用ガス警報器および住宅用火災警報器による火災通報」は、火災の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。火災の発生を未然に防止したり、発生した火災の鎮火を行ったりするサービスではありません。
- (3) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出動し、可能であればガスメーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。

#### 第54条 (安心かけつけボタンによる非常通報)

侵入窃盗、火災や身体等に関する異常発生時、お客さまが安心かけつけボタンのボタンを押下された場合、異常信号が電話回線もしくは常時接続のインターネット回線を通じて監視センターへ送信されます。異常信号を受信した監視センターではお客さまへ電話による安全確認の連絡を行い、本電話連絡にて安全が確認できない場合にはOSS等のビートエンジニアが出動します。また、状況に応じてお客さまのご指定の緊急連絡先電話番号、警察、消防等の関係機関への通報を行います。

- (1)「安心かけつけボタンによる非常通報」は、侵入窃盗、火災や身体等に関する異常発生の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。
- (2) 安心かけつけボタンのボタンは、2秒以上押し続けて下さい。押下が2秒以下の場合、異常信号が監視センターに送信されません。
- (3) 「安心かけつけボタンによる非常通報」は、介護目的のためのご利用はできません。
- (4) 身体等に関する異常発生時に専門的介護機関、医療機関等との連携対応をはかることを予定したサービスではありません。
- (5) 安心かけつけボタンは、お客さま宅の建物外や水中ではご利用できません。
- (6) 安心かけつけボタンの電池交換はお客さまにより実施いただきます。電池交換が適切にできていない場合には異常信号が監視センター に送信されません。お客さまが、電池交換等の安心かけつかボタンを適切に管理されないことにより生じた損害について、大阪ガスはそ の責めを負いません。

## 第55条 (権利譲渡の禁止)

お客さまは大阪ガスの同意なしに本サービスに関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

#### 第56条 (管轄裁判所)

本契約または本サービスの提供に関して、訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第57条 (協議事項)

お客さまおよび大阪ガスは互いに協力し、信義を守り誠実に本規程に従うものとし、本規程に定めのないこと及び疑義の生じた事項については、双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

## 第58条 (ステーション 24 倶楽部への入会)

お客さまは、大阪ガスの「ステーション 24 倶楽部」に入会する資格を有します。「ステーション 24 倶楽部」の詳細につきましては、別にお渡しする「ステーション 24 倶楽部 会則」をご参照ください。

## 第59条 (本規程の改訂)

本規程は、2021年4月1日から有効とします。